

# 商店等新業種等転換支援事業

市内の店舗改修費用、空き店舗の賃借料を一部補助します！

## 募集要項

### 対象事業者・要件

以下のすべてを満たす必要があります

- (1) 現に営業を行っている代表者又は行おうとする代表者
- (2) 現用店舗(現在営業中の業種の開始から1年以上継続しているもの)又は空き店舗(過去に営業していた店舗で、現在営業が行われていないもの)の所有者でない場合、当該店舗の所有者から改修工事の承諾を受けられる人
- (3) 営業において、関係法令に違反していない人
- (4) 市税等に未納がない人
- (5) 小売業、飲食業又はサービス業(一部対象外業種あり)を営んでいる人
- (6) 申請時から過去5年間に本補助金により同一の目的の補助事業の交付を受けていない人
- (7) 交付決定前に改修工事に着手していないこと
- (8) 国、県、市等で実施している他の補助制度による補助金の交付を受けていないこと
- (9) 同一の建物に住居部分と店舗部分を有する併用住宅の場合、店舗部分が明確に分離されていること  
以下の事業の営業は補助対象外となります。  
【業種】風俗営業の許可を受けた事業、大規模小売店舗(店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗)に係る事業、フランチャイズチェーン事業の直営店

### 補助対象事業

事業ごとにすべての項目を満たす必要があります



### 改修工事

- (1) 現用店舗又は空き店舗に対するものであること 　　いずれも自己所有、賃借は問わない
- (2) 市内に本店を有する施工業者による改修工事であり、申請者の親族(3親等以内)でない者であること  
当該施工業者から市外の業者への再委託は可能
- (3) 社会的課題に対応する工事であること

社会的課題	具体例
エネルギー利用の高度化	電気のLED化、ガス・水道の省エネ化、ソーラーパネルの設置等
子育て支援	スロープ取付工事、おむつ交換スペース設置等
高齢者・障害者支援	手すりの設置、段差を無くす工事等のバリアフリー化等
コミュニティの創出	休憩スペース、情報が掲載できる掲示板等の設置工事等
感染症対策	テイクアウトカウンター設置工事、換気扇設置工事等

### 賃借料

- (1) 賃借している又は賃借しようとしている空き店舗であること
- (2) 空き店舗における社会的課題に対応した改修工事後に行う新規出店であること
- (3) 店舗の所有者は、申請者の親族(3親等以内)でない者であること

## 受付期間

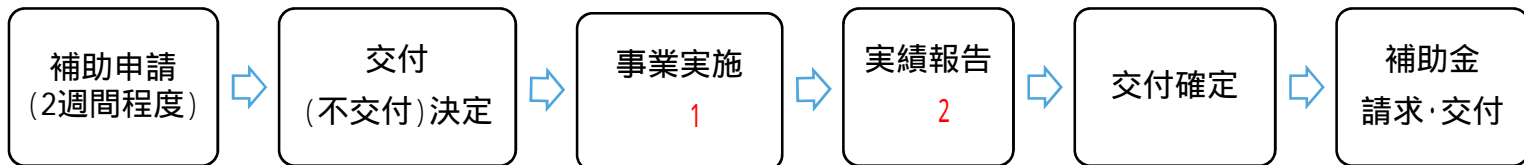
2024年4月1日(月)～ 予算の範囲内で先着順  
申請をご検討の際は、お早めに経済戦略室までお問い合わせください。

## 補助金額

1,000円未満の端数は  
切り捨て

補助対象経費(税抜)	補助率・上限額	
社会的課題に対応する改修工事	補助率	1 / 2
	上限額	50万円
改修工事後に行う 新規出店における賃借料 空き店舗のみ	補助率	1 / 2
	上限額	月額5万円
	補助期間	12か月

## 申請の流れ



- 1 改修工事の場合は、必ず事前に補助申請をしてください。  
補助申請前に工事を着手している場合は、補助対象外となります。
- 2 改修工事を行う場合、年度内に工事及び支払が完了する必要があります。  
また、空き店舗の賃借料についても、当該年度内の営業期間分の支払が完了している必要があります。

## 提出書類

指定様式はホームページからダウンロードできます

### 交付申請時

交付申請書類(指定様式)【1.申請書 2.申請額内訳調書 3.事業計画調査票】  
市税に未納がないことを証明する書類(完納証明書等) 市収納推進課発行、申請時点で発行後3ヶ月以内のもの。戸田市発行のものに限る。

見積書の写し(改修工事の場合は、市内本店の施工業者からのもの)

以下、対象者のみ

【法人の場合】 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書

【個人の場合】 発行後3か月以内の住民票  
営業許可証、開業届等の営業実態の分かる書類の写し

【改修工事の場合】 予定箇所図面(書式自由)  
店舗内及び店舗外観の写真(改修工事前の状況が分かるもの)  
店舗の所有者が確認できる書類 例:登記簿謄本、固定資産税納税通知書の写し、賃貸借契約書の写し等  
共同所有者からの同意書(物件が共同所有の場合)  
物件所有者からの改修工事の承諾書(自己所有物件でない場合)

【賃借の場合】 家賃額が分かる書類(空き店舗における賃借の場合)

### 実績報告時

実績報告書類(指定様式)【1.実績報告書 2.内訳調書】  
補助対象事業の経費に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し  
店舗内及び店舗外観の写真(改修工事の後の状況が分かるもの)  
賃貸借契約書の写し(空き店舗における賃借の場合)

お問い合わせ 戸田市 経済戦略室 産業支援担当  
TEL 048-441-1800 (内線398)  
Eメール keizai@city.toda.saitama.jp

詳細は必ずホームページをご覧ください!

戸田市 商店 補助金



ホームページ

